

監事監査規定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、労働者協同組合ワーカーズコープちば（以下、「本法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規定による。

(基本理念)

第2条 監事は、本法人の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、本法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職 能)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し遅滞なく報告しなければならない。

(職 責)

第4条 監事は、監査機能の充実・強化を図るため、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛けなければならない。

2 監事は、理事及び組合員との意思疎通を図り、情報の収集に努め、業務の実態を把握していなければならない。

3 監事は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

4 監事は、職務の遂行上知り得た重要な情報を、他の監事と共有するよう努めなければならない。

(業務・財産調査権)

第5条 監事は、いつでも、理事及び組合員に対し事業の報告を求め、又は本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事等の協力)

第6条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、本法人の理事及び組合員はこれに協力するものとする。

(各監事の独立性)

第7条 監事に付与されている権限は、各監事が独立して行使でき、また監事に課されている義務は、各監事がそれぞれ負う。

第2章 監査の実施

(監査事項)

第8条 監事は、監査すべき事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

(会議への出席)

第 9 条 監事は、理事会及び各種会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

第 3 章 監事の意見陳述等

(理事会に対する意見陳述義務)

第 10 条 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求にもかかわらず理事会の招集通知が発せられない場合には、監事自ら理事会を招集することができる。
- 4 監事は、業務の執行に当たり本法人の業務の適正な運営・合理化等又は本法人の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べることができる。

(理事等からの報告への対応)

第 11 条 監事は、理事又は組合員から本法人に著しい損害が発生するおそれのある行為等の事実があるとの報告を受けた場合、調査等の必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 監査の報告

(計算書類等の監査)

第 12 条 監事は、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を受領し、これらの書類について監査すべき事項を監査する。

(監査報告書)

第 13 条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

- 2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。
- 3 監事は前項の監査報告書を、理事長に提出する。

第 5 章 雑 則

(監査の費用)

第 14 条 監事は、職務執行のため必要と認める費用を本法人に対して請求することができる。

(改廃)

第 15 条 この規定の改正は、監事全員の合意により行い、理事会の議決による。

(附則)

この規定は、2021 年 1 月 19 日から実施する。

この規定は 2022 年 12 月 11 日に労協法人用に移行。